

法務省管在第877号

平成29年2月13日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 丸山 秀治

(公印省略)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」
の新設に係る特例措置の周知について（依頼）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）が平成28年11月28日に公布され、在留資格「介護」の創設に係る規定については、公布の日から起算して1年以内に施行予定のところ、施行日までの間、一定の要件を満たす外国人に対し、介護福祉士として就労することが可能となるよう在留資格「特定活動」を付与する特例措置を実施することとしました。特例措置の実施については、法務省ホームページにて周知しているところ、貴課室におかれましても、本邦において介護福祉士として就労することを希望する留学生へ案内していただく等、積極的な周知に御協力願います。

法務省ホームページURL

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00119.html